

岩倉市工事検査要領

(目的)

第1条 この要領は、岩倉市契約規則（昭和46年岩倉市規則第14号。以下「規則」という。）の規定に基づき岩倉市の発注する工事に係る検査について必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保することを目的とする。

(検査の種類等)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) しゅん工検査 しゅん工検査は、次の場合に行うものとする。
 - ア 工事がしゅん工したとき。
 - イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したとき。
- (2) 出来形検査 出来形検査は、次の場合に工事の既済部分について行うものとする。
 - ア 部分払若しくは部分使用をしようとするとき。
 - イ 損害金を徴収して契約期間を延長しようとするとき。
 - ウ 工事の施工を中止しようとするとき。
 - エ 契約を解除しようとするとき。
- (3) 中間技術検査 工事しゅん工後において、出来形の確認が困難な場合又は適正な技術的施工を確保するために行うものとする。

(検査職員)

第3条 契約担当者は、規則第45条第1項の規定に基づき、工事に係る検査を次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる者に命じて行うものとする。

- (1) 契約金額が130万円を超える建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及びこれに係る修繕（これらのうち部品の取替えを行う等の簡易なもの並びに建物及び構築物の簡易な除去を行うものを除く。）並びに市長が特に必要と認めたもの 会計管財課職員
 - (2) 前号に掲げる工事以外のもの 当該工事担当課の長
- 2 前項の規定により検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）の任命の時期は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。
- (1) しゅん工検査 受注者からしゅん工届又は指定部分完成届の提出があったとき。
 - (2) 出来形検査 次のアからオまでの区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに定める時期
 - ア 部分払の場合 受注者から出来形検査申請の申出があったとき。
 - イ 部分使用の場合 部分使用をしようとするとき。

ウ 損害金を徴収して契約期間を延長する場合 契約期間の延長を承認しようとするとき。

エ 施工中止の場合 中止しようとするとき。

オ 契約解除の場合 契約を解除しようとするとき。

(3) 中間技術検査 監督職員から検査の依頼があったとき。

(検査の依頼)

第4条 監督職員は、前条第1項第1号の規定による会計管財課職員の検査を必要とするときは、関係書類（設計図書、出来形図、工事記録、工事写真等をいう。以下同じ。）を添えて、会計管財課長に依頼するものとする。

(検査の時期)

第5条 検査は、規則第47条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。

(1) しゅん工検査 しゅん工届を受理した日から14日以内

(2) 出来形検査及び中間技術検査 検査職員の任命後遅滞なく

2 検査職員は、検査日が決定したとき、遅滞なく監督職員を経由して受注者に通知するものとする。

(検査の立会い)

第6条 検査は、監督職員及び当該工事の現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の立会いのもとに行うものとする。

(検査実施の原則)

第7条 検査は、現地において工事の出来形を対象とし、関係書類と対比してその位置、形状、寸法等の相違並びに品質及び性能その他必要な事項について確認するものとする。

2 検査に際して、地下又は水中等にあって外部から検査を行い難い部分（以下「外部検査困難部分」という。）については、当該工事の受注者の説明、工事記録、写真等により確認するものとする。

3 検査職員は、外部検査困難部分の検査に当たり必要があるときは、工事の施工部分を破壊し、分解し、又は試験をして検査を行うことができるものとする。

4 その他検査を行うに当たって必要な検査基準については、別に定めるところによる。

5 検査職員は、検査の記録を整備しておかなければならぬ。

(しゅん工検査の結果)

第8条 検査職員は、工事のしゅん工検査を行ったときは、しゅん工検査調書を作成するものとする。この場合において、当該検査を第3条第1項第1号の規定により会計管財課職員が行った場合は、会計管財課長は、しゅん工検査を行った旨を当該工事担当課の長に通知するものとする。

(出来形検査の結果)

第9条 検査職員は、出来形検査を行ったときは、出来形検査調書を作成するものとする。この場合において、当該検査を第3条第1項第1号の規定により会計管財課職員が行った場合は、会計管財課長は、出来形検査を行った旨を当該工事担当課の長に通知するものとする。

(中間技術検査の結果)

第10条 検査職員は、中間技術検査を行ったときは、工事検査記録を作成するものとする。この場合において、当該検査を第3条第1項第1号の規定により会計管財課職員が行った場合は、会計管財課長は、中間技術検査を行った旨を当該工事担当課の長に通知するものとする。

(検査の中止)

第11条 検査職員は、検査を行う際、受注者、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止することができるものとする。

- (1) 検査の立会いを拒んだとき。
- (2) 検査職員の職務の執行を妨げたとき又はその指示に従わなかったとき。

(修補の命令)

第12条 検査職員は、検査の結果その工事に不完全な部分があると認めたときは、修補報告書（様式第1）を作成するものとする。この場合において、当該検査を第3条第1項第1号の規定により会計管財課職員が行った場合は、会計管財課長は、当該工事に不完全な部分があった旨を当該工事担当課の長に報告するものとする。

- 2 検査職員は、修補通知書（様式第2）により受注者に修補を命ずるものとする。
- 3 検査職員は、修補に要する部分の内容が軽易であると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、検査の際に口頭で修補を指示することができるものとする。

(修補の確認)

第13条 検査職員は、前条第2項の規定により受注者に修補を命じた場合であって、当該受注者から修補が完了した旨の報告を受けたときは、当該修補箇所に係る工事の内容について確認するため、検査を行わなければならぬ。ただし、修補の内容が軽易なときには、工事記録、工事写真等でその内容を確認することができるものとする。

- 2 検査職員は、前項の規定による検査を完了したときは、修補完了検査調書（様式第3）を作成するものとする。この場合において、当該検査を第3条第1項第1号の規定により会計管財課職員が行った場合は、会計管財課長は、修補に係る検査が完了した旨を、当該工事担当課の長に通知するものとする。ただし、前条第3項に規定する場合は、この限りでない。

(臨機の措置)

第14条 検査職員は、検査に当たり、事態が重大で、かつ、処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事等の成績評定)

第15条 検査が完了したときは、その成績について岩倉市建設工事成績評定要領（平成25年6月1日施行）により評定する。

(検査結果の通知等)

第16条 会計管財課長は、第3条第1項第1号の規定により会計管財課職員が検査職員として検査を行ったときは、検査結果及び工事目的物の引渡しの時期を検査結果通知書により工事担当課の長に通知するとともに、当該検査結果を受注者に通知するものとする。

2 工事担当課の長は、自らが検査職員として検査を行ったときは、検査結果を受注者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1

修補報告書

不完全な工事内容	修補補正をさせる内容

様式第2

第
年
月
日
号

様

岩倉市長

(検査職員　職　氏名)

修　補　通　知　書

下記工事は、しゅん工検査の結果、工事内容が不完全であるため、岩倉市公共工事請負契約約款第33条の規定により、　　年　　月　　日までに下記のとおり修補補正することを求めます。

記

1 工　事　名

2 路線等の名称

3 工　事　場　所

4 契　約　金　額　　金　　円

5 工　　　期　　着手　　年　　月　　日
　　　　　　　　しゅん工　　年　　月　　日

6 不完全な工事内容

7 修補補正指示内容

様式第3

年　月　日	
検査職員	
立会人	
修補完了検査調書	
検査の結果、次のとおり確認しました。	
工事名	
路線等の名称	
工事場所	
契約金額	金　　円
契約者氏名	
しゅん工通知 受領年月日	年　月　日
しゅん工検査 年　月　日	年　月　日
しゅん工年月日	年　月　日
修補補正完了年月日	年　月　日
検査年月日	年　月　日
検査結果	
その他の	